

◎ 宮漁調委指示第78号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、すくい網の使用について平成18年12月1日付けで次のとおり指示した。

平成18年12月14日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村田 壽

1 使用の制限

水産動植物の採捕の目的をもって、下表の上段に掲げる区域においては同表中段に掲げる期間に同表下段に掲げる漁具を使用してはならない。ただし、宮崎県漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第23号）第45条第1項の規定により試験研究を目的として知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で使用する場合は、この限りでない。

禁止区域	禁止期間
① 延岡市大武町大武背割堤先端を中心として、1,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面	毎年11月1日から翌年4月30日までの午後6時から午前6時まで
② 延岡市東浜砂町浜砂排水機場（建屋）を中心として、1,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面	
③ 児湯郡高鍋町小丸川下流の鉄橋橋脚のうち、最南側の橋脚を中心として、2,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面	
④ 宮崎市佐土原町石崎川下流のなぎさ橋橋脚のうち、最北側の橋脚を中心として、2,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面	

2 有効となる日

平成19年1月1日から